

横浜市水と緑の基本計画

横 浜 市

第4章 水・緑環境の保全と創造の推進計画

1 基本方針

横浜の水・緑環境は、「緑の七大拠点」や市街化調整区域の樹林地・農地がまとまった緑を形成し、これを源流とする幾筋もの河川は市街地をのぞむ丘などを縫うように流れ、海までつながり、その流域の中では、森、丘、海と連続した良好な景観を有しています。

360万市民を擁する大都市でありながら、生活の身近な場所に魅力的な樹林地や農地、せせらぎなど変化に富んだ自然があることが、横浜の水・緑環境の特徴であり、市民生活や生物にとってなくてはならない重要な「市民共通の財産」となっています。

かけがえのない水と緑をまもり、豊かな水・緑環境を創造し、都市化に伴う諸課題に対応するため、水と緑が一体となった取組を進めます。

そのため、拠点となる緑の保全・創造とともに、横浜の地形や市内を流れる河川の特徴を踏まえた流域ごとの推進計画をあわせ、「安らぎ」「憩い」「潤い」のある生活環境の創造のために、きれいで豊かな水量の回復をめざす河川を軸とした、水と緑の回廊形成を柱とする推進計画を進めます。また、流域計画の中では、「安全・安心」につながる自然な水循環の回復を進めます。

これらの推進計画を支える計画として、魅力的な水・緑環境を充実させ、生活に楽しみを広げながら、市民とともに水・緑環境をつくり育てる取組を進めます。

(1) 拠点となる緑、特徴ある緑をまもり・つくる

豊かな水・緑環境をまもり・ふやすために「緑の七大拠点」や「河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点」などの郊外部の大規模な緑や、「市街地をのぞむ七つの丘」や「海をのぞむ丘」など市街地に残る貴重な拠点となる緑、特徴のある緑をまもり・つくる取組を進めます。また、公園などの整備を進め「市街地の緑の拠点」をつくとともに、多面的な機能を有する農地の保全と活用をすすめます。

さらに、横浜の特徴である「みなと」の魅力を活かした都心部、臨海部の水・緑づくりも進めます。

(2) 流域ごとの水・緑環境をつくり・高める

身近な水・緑環境をまもり・ふやすために、安心して遊び、くつろげる市民生活に身近な公園や河川の水辺拠点、海辺などの環境整備と、河川を軸とした、街路、公共施設などの緑化により水と緑の回廊形成を進め、市民の利用しやすさや水や緑を体感できる度合いを高めます。さらに、個々の住宅や建築物などの民有地緑化についても、多様な手法により進め、市民が身近に親しむことができ、つながりのある水・

緑環境をつくります。

また、流域ごとの計画の中では、下水道の整備や排水対策による、河川の水質改善や海域への流入負荷の削減に取り組むとともに、まちに豊かな水の流れを呼び戻すために、源流域や河川沿いの樹林地・農地の保全を積極的に進めます。また、公園の整備や雨水の地下浸透施設の設置などにより、雨水の地下浸透能力を高め、自然な水循環を回復させます。

さらに、都市部の緑化や拠点となるまとまった緑を基点に、樹林地や農地、水辺、河川・水路などを保全し、河川を軸とした水・緑環境のネットワーク化を図ることにより、エコロジカルネットワークの形成を進め、多様な生物が生息できる豊かな水・緑環境をつくとともに、ヒートアイランド現象の緩和にも寄与させます。

(3) 水と緑の環境を市民とともに作り・楽しむ

横浜らしい魅力ある水・緑づくりは、多くの市民・事業者の方々が楽しみながら関わり、市民・事業者の協力によって実現していく必要があります。魅力ある水・緑環境を楽しむことを通じて、市民・事業者との連携・協働がさらに広がるような支援の充実を図ります。

① 楽しさのある水・緑づくり

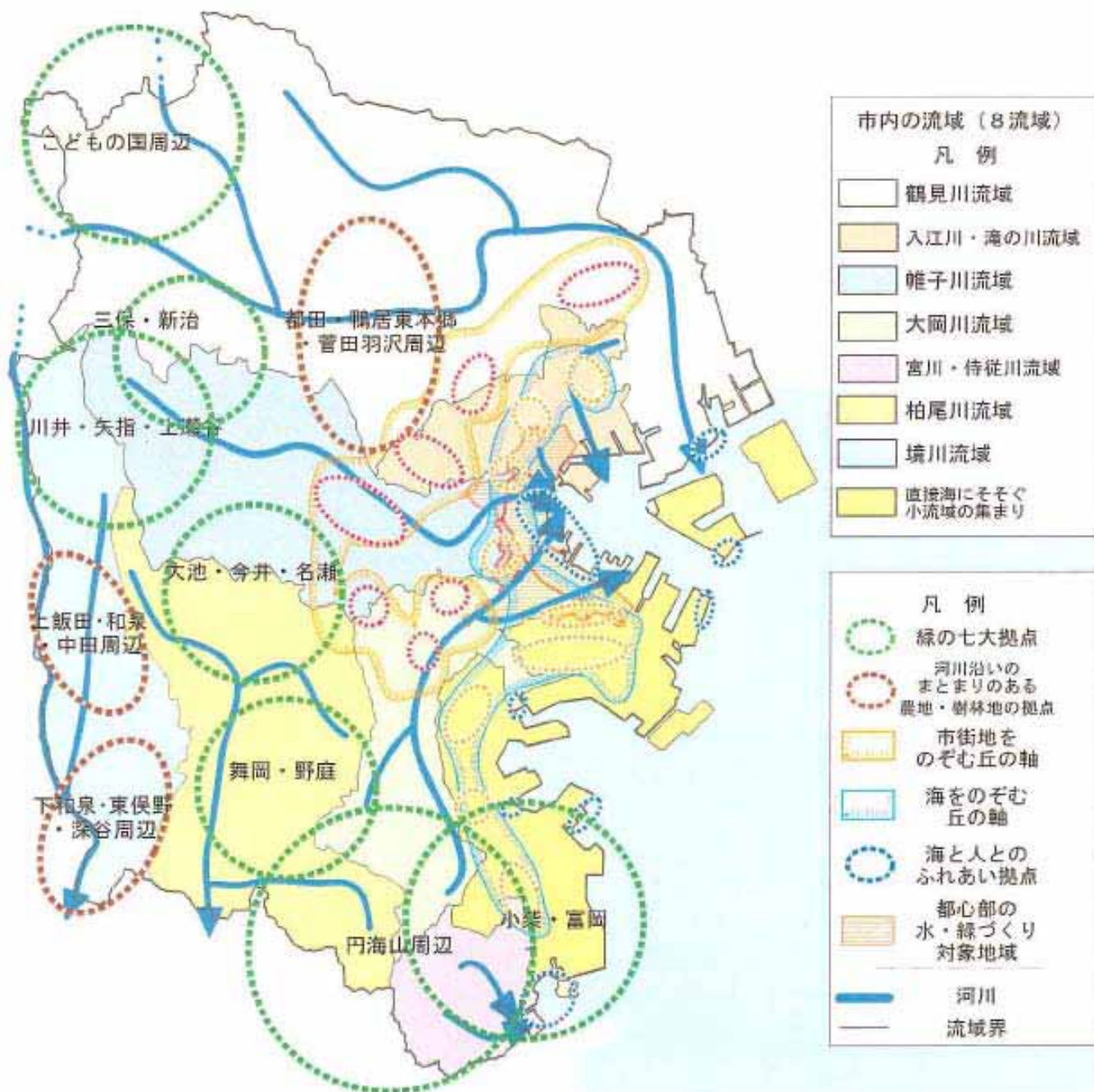
地域の資源である、歴史や自然環境を活かした、個性豊かな魅力ある水・緑環境の中では、生活の楽しみを広げることができます。そのため、生活に身近なところで、気軽に魅力ある水・緑環境を楽しめる場を充実させます。

また、農体験や市民農園など農を楽しむことや、地域のニーズに合わせ、様々なスポーツや文化活動、休養などができる施設を備えた公園の整備、水・緑環境の特徴を活かした名所づくりなど、楽しさのある水・緑づくりを進めます。

② 協働の場づくり・人づくり

次世代へ豊かな水・緑環境を引き継いでいくためには、市民一人ひとりが学び、楽しみながら行動する必要があります。地域の水と緑を計画的にまもり育てる活動が活発に行われるよう、活動の場の提供や、人材の育成、活動する主体間の情報の交流などの総合的な支援を進め、環境行動の環を広げます。

図 推進計画図



2 拠点となる緑、特徴ある緑をまもり・つくる

(1) 緑の七大拠点の緑をまもります

<基本方針>

- a 緑の七大拠点を未来に確実に継承するため、土地所有者の理解と協力を得て、市民の森や特別緑地保全地区などの指定や公園整備、農地の活用により優先的に保全します。
また、相続などに柔軟に対応するため、既存の市民の森について、相続税の評価減等、土地所有者の負担軽減を図ることのできる、特別緑地保全地区などを重複指定します。さらに、土地利用規制と併せた拠点となる緑地の保全を進めます。
- b 「よこはま未来の森」として、三保・新治、川井・矢指・上瀬谷地区は「北の森」に、円海山周辺、小柴・富岡地区は「南の森」に位置づけ、緑地保全や農業振興、公園整備により保全・活用します。
また、こどもの国周辺、三保・新治、円海山周辺地区の一部では、首都圏レベルの貴重な緑地空間として「首都圏近郊緑地保全法」に基づく近郊緑地特別保全地区の指定拡大を推進します。
- c 確保・整備された水・緑環境は、多様な生物の生息空間となるように保全します。また、自然観察や農体験による環境学習や樹林地の保全活動などを行う人材育成の場としても活用します。
- d 大規模な公園、市民農園など、家族で楽しめるレクリエーション空間の整備を進めます。

図 緑の七大拠点位置図

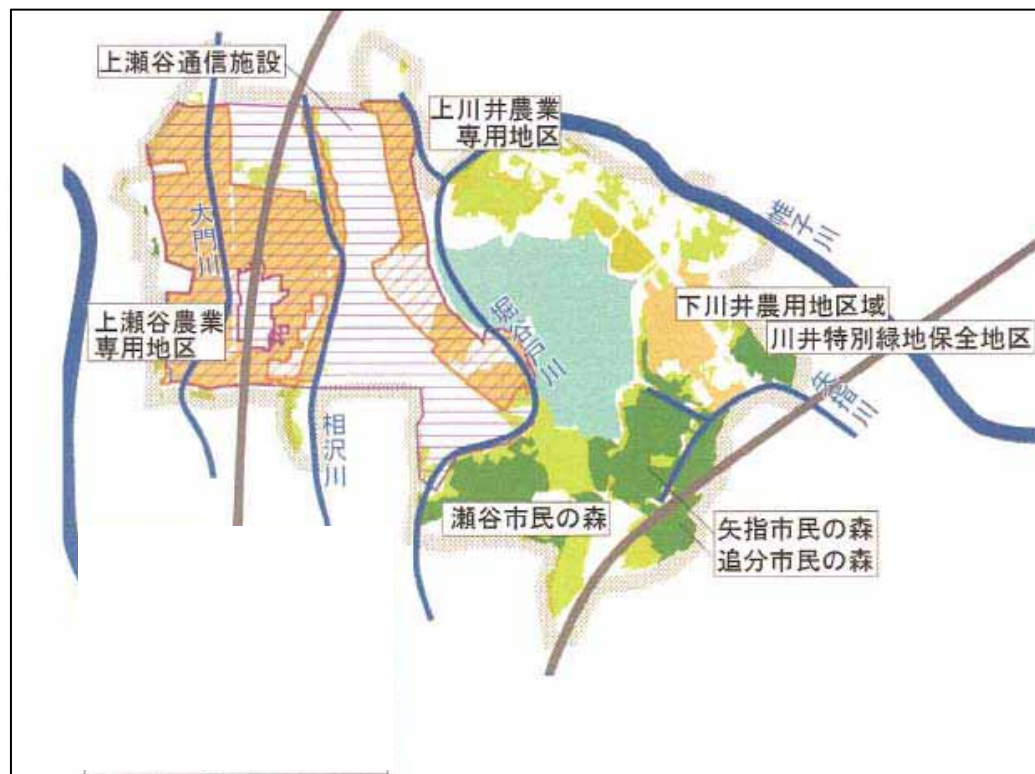


川井・矢指地区・上瀬谷（約 700ha）

旭区・瀬谷区に広がる緑の拠点を保全し、農や防災拠点などの場として活用します。

保全・活用方針	主な水と緑の拠点（17年度末）
<ul style="list-style-type: none"> ・特別緑地保全地区などの指定により、帷子川沿いの斜面緑地を保全します。 ・上川井、上瀬谷農業専用地区を活性化するとともに、下川井の農用地区域を中心として「恵みの里」を展開します。 ・返還後の上瀬谷通信施設跡地は、首都圏全体を見据えた防災と環境再生の一大拠点と位置づけ、平常時には広く首都圏の人々が訪れ、農と緑を楽しみ、災害時には首都圏の広域防災活動拠点となる空間を目指します。 	<p><樹林地></p> <ul style="list-style-type: none"> ・矢指市民の森（5.1ha） ・追分市民の森（29.8ha） ・瀬谷市民の森（18.7ha） ・川井特別緑地保全地区（5.3ha） <p><農地></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上川井農業専用地区（35.3ha） ・上瀬谷農業専用地区（92.0ha） ・農用地区域（129.4ha） <p><公園等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴルフ場（64.0ha） ・矢指町小川アメニティ（1.3km）

図 川井・矢指・上瀬谷地区



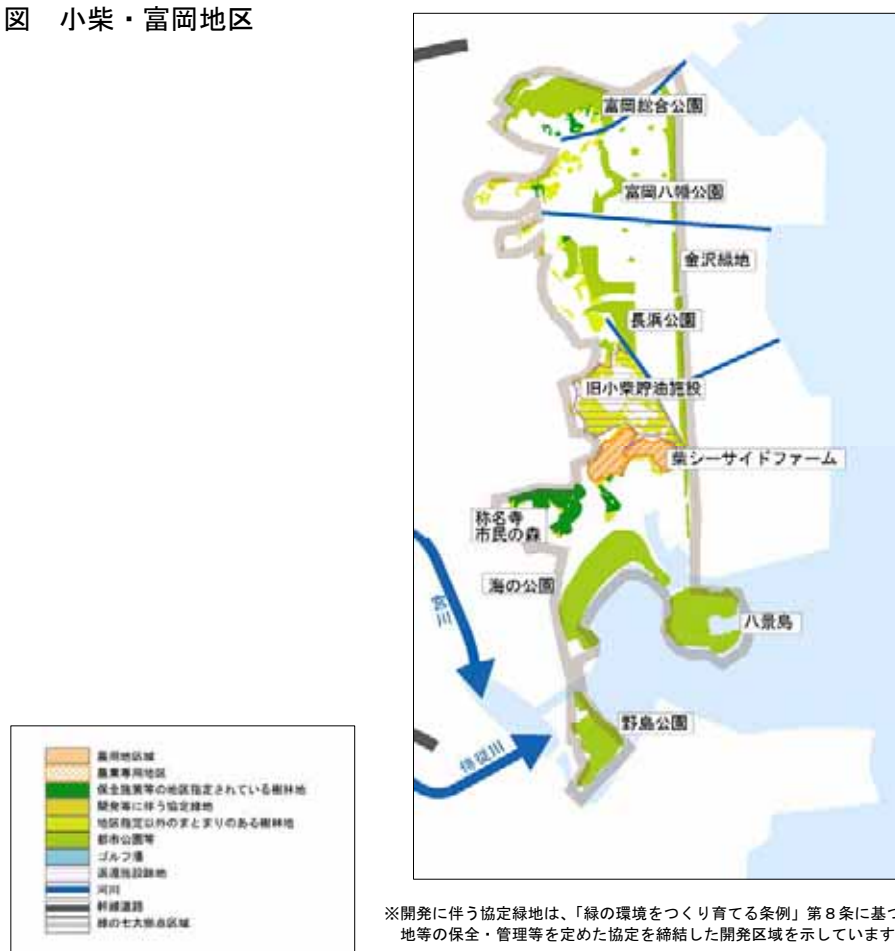
※開発に伴う協定緑地は、「緑の環境をつくり育てる条例」第8条に基づき樹林地等の保全・管理等を定めた協定を締結した開発区域を示しています。

小柴・富岡地区（約 600ha）

旧海岸線沿いの緑や史跡など歴史的資産を保全し、農とのふれあいの場や海のレクリエーション拠点として活用します。

保全・活用方針	主な水と緑の拠点（平成 17 年度末）
<ul style="list-style-type: none"> ・海の公園、野島公園、八景島、平潟湾を連続した海洋性レクリエーションの拠点として整備します。 ・称名寺などの歴史的な資産と一体となった社寺林を特別緑地保全地区などに指定します。 ・柴農業専用地区を市民が農とふれあう場として整備します。 ・富岡総合公園、富岡八幡公園、長浜公園に連担する樹林地を保全します。 ・返還された旧小柴貯油施設跡地は、身近に自然が体験できる豊かな緑の空間、広域の住民が交流する空間の形成を目指します。 	<p>＜樹林地＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・称名寺市民の森（10.2ha） ・柴・長浜特別緑地保全地区（1.3ha） <p>＜農地＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柴農業専用地区（17.4ha） ・柴シーサイドファーム（2.5ha） <p>＜公園等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富岡総合公園（21.9ha） ・長浜公園（15.4ha） ・海の公園（47.0ha） ・野島公園（17.7ha） ・長浜野口記念公園（1.1ha） ・金沢緑地（15.3ha） ・港湾緑地（6.3ha） ・八景島（24.0ha） ・称名寺

図 小柴・富岡地区



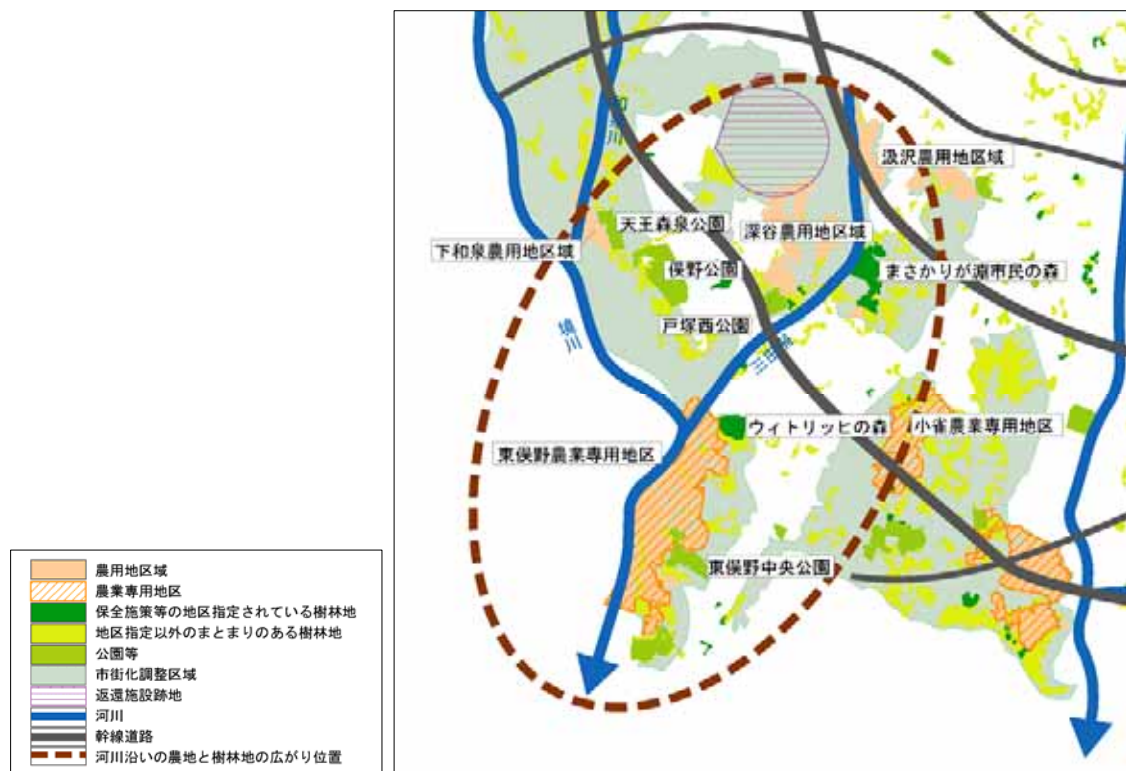
※開発に伴う協定緑地は、「緑の環境をつくり育てる条例」第8条に基づき樹林地等の保全・管理等を定めた協定を締結した開発区域を示しています。

下和泉・東俣野・深谷周辺地区

境川と宇田川周辺の農地や樹林地が広がる地区で、境川沿いは、水田と河岸段丘の連続した緑が特徴的な景観を呈しています。これらの樹林地や農地を一体的に保全・活用するとともに、拠点となる公園の整備や、幹線道路の緑化により、水と緑の回廊を形成します。

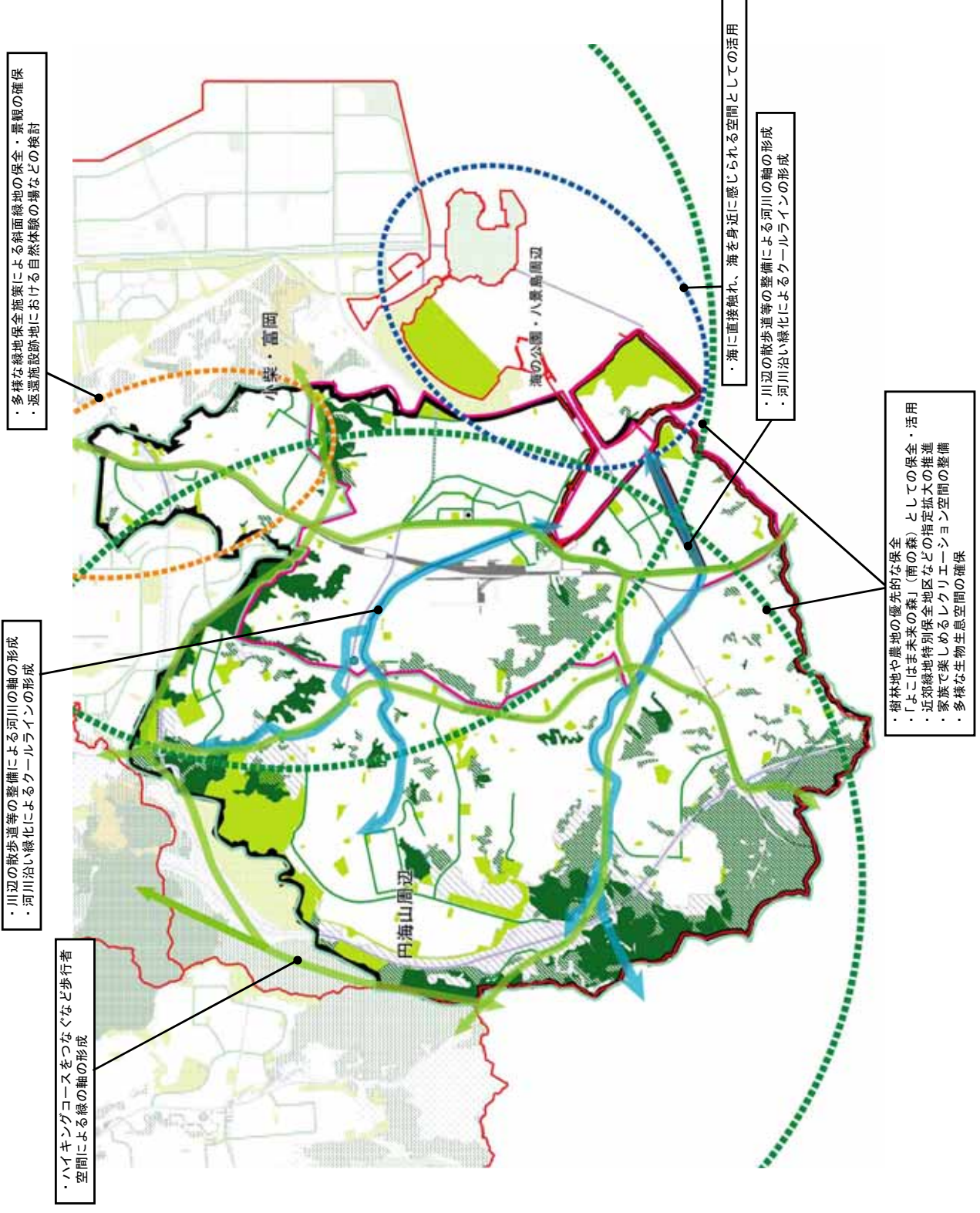
保全・活用方針	主な水と緑の拠点（17年度末）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区の北部、南部に広がる市街化調整区域の農地を保全活用します。 ・ 農地の活用にあたっては、公園と連携した事業展開を工夫し、農体験の場としての活用など交流の場を創出します。 ・ 境川沿いにまとまった樹林地（斜面緑地）は、多様な緑地保全施策により保全します。 ・ 返還後の深谷通信所は、施設の円形形状や全域国有地という条件を活かし、米軍施設返還の象徴的施設として、また、首都圏の環境再生の拠点として、特色あるデザインや、自然・スポーツ・文化など広く利用者をひきつけるテーマを備えた大規模な緑の空間の形成を目指します。 ・ これらの拠点をネットワークするため、環状4号線の緑化や河川沿いの緑化を進め、緑の軸線を形成します。 	<p><樹林地></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まさかりが淵市民の森（6.3ha） ・ ウィトリッヒの森（3.2ha） <p><農地></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東俣野農業専用地区（65.7ha） ・ 小雀農業専用地区（25.7ha） ・ 農用地区域（下和泉 10.9ha、深谷 18.1ha、汲沢 15.7ha） <p><公園等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 俣野公園（13.1ha：計画） ・ 天王森泉公園（3.4ha） ・ 戸塚西公園（3.6ha） ・ 東俣野中央公園（5.0ha） ・ 小雀公園（7.2ha） ・ 小川アメニティ（和泉町 0.07km、俣野町 0.3km、東俣野町 0.08km、小雀町 0.5km） ・ （仮称）県立境川遊水地公園（計画）

図 下和泉・東俣野・深谷周辺地区



宮川・侍従川流域における水と緑の回廊像

凡 例	
	行政境界
	市役所・区役所
	市街化調整区域
	川
	源
	中
	下
	都市計画道路
	街路樹 (現況)
	(可能性箇所)
	水路を利用した緑道等 (現況)
	(計画)
	親水拠点
	樹林地の保全 (現況)
	上記以外のまともな樹林地*
	農用地区域・農業専用地区
	都市公園 (現況)
	(計画)
	都市公園以外の公園・緑地 (現況)
	(計画)
	緑の七大拠点
	海をのぞむ丘
	海と人とのふれあい拠点
	河川を利用した水と緑の回廊軸
	街路樹・水路等を利用した水と緑の回廊軸



・川辺の散歩道等の整備による河川の軸の形成
 ・河川沿い緑化によるクールラインの形成

・ハイキングコースをつなぐなど歩行者空間による緑の軸の形成

・多様な緑地保全施策による斜面緑地の保全・景観の確保
 ・選定施設跡地における自然体験の場などの検討

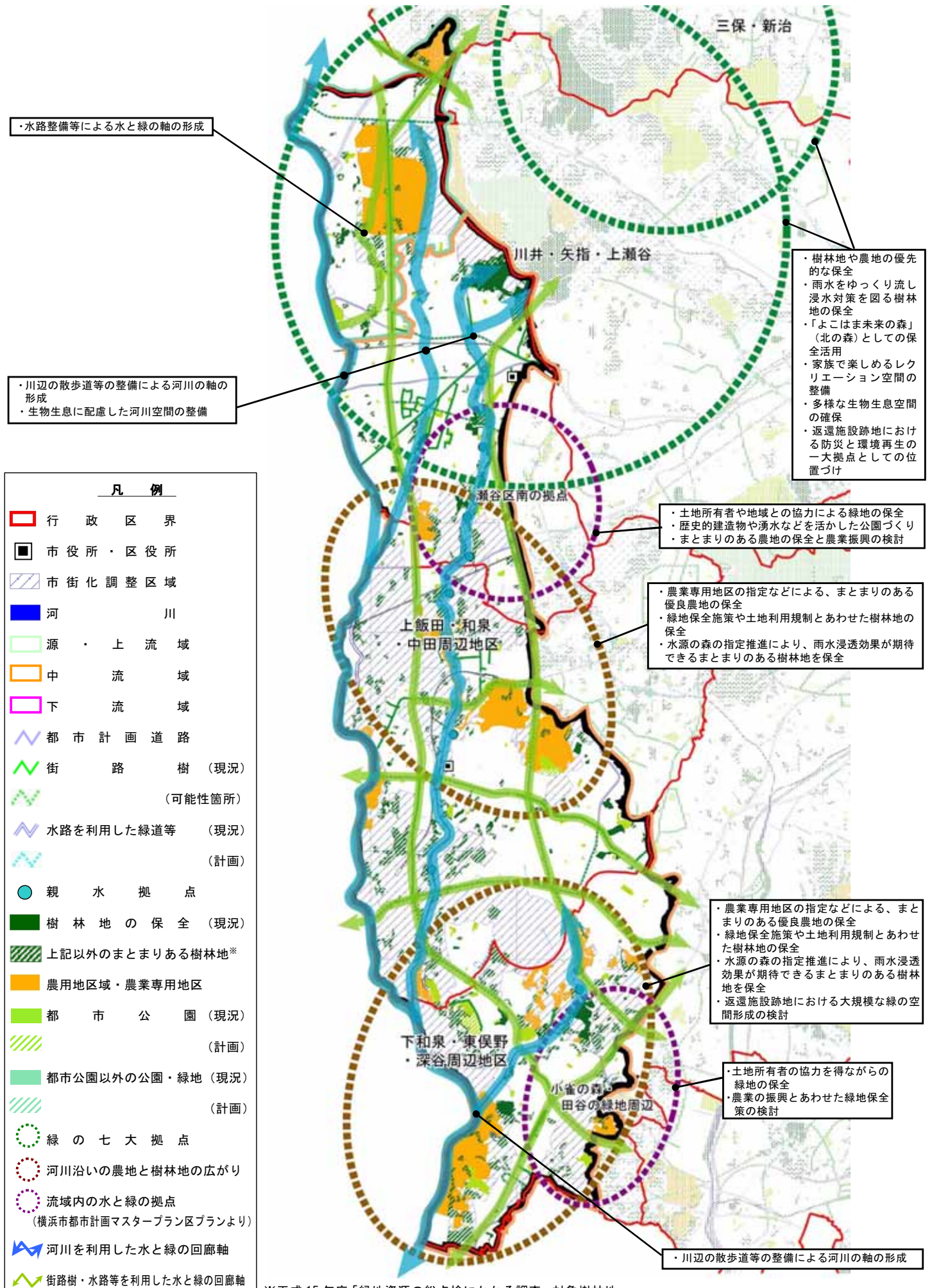
・海に直接触れ、海を身近に感じられる空間としての活用

・川辺の散歩道等の整備による河川の軸の形成
 ・河川沿い緑化によるクールラインの形成

・樹林地や農地の優先的な保全
 ・「よこはま未来の森」(南の森)としての保全・活用
 ・近郊緑地特別保全地区などの指定拡大の推進
 ・家族で楽しめるレクリエーション空間の整備
 ・多様な生物多様性空間の確保

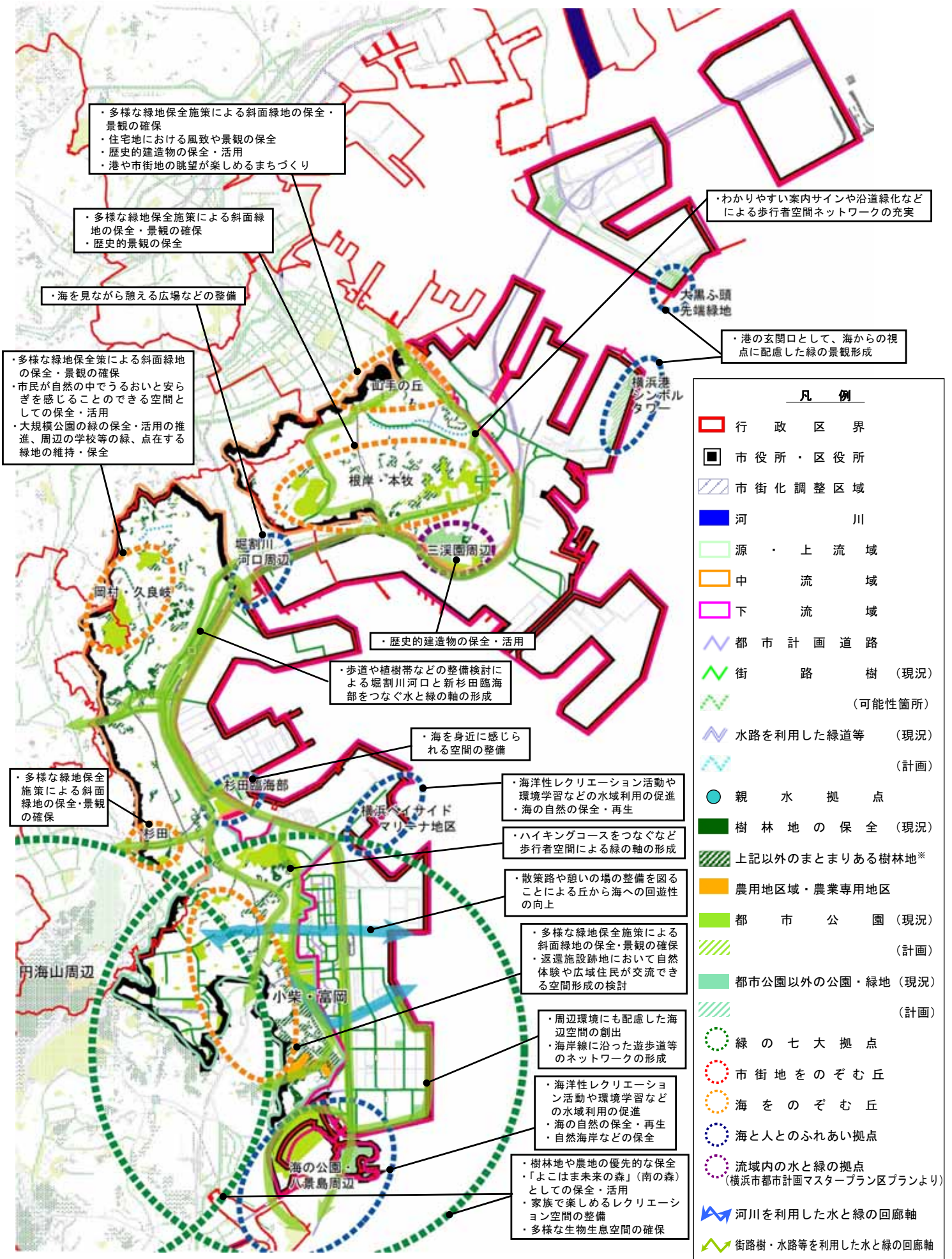
※平成 15 年度「緑地資源の総点検にかかる調査」対象樹林地

境川流域における水と緑の回廊像



※平成15年度「緑地資源の総点検にかかる調査」対象樹林地

直接海にそそぐ小流域の集まりにおける水と緑の回廊像



※平成15年度「緑地資源の総点検にかかる調査」対象樹林地

(3) 公園の整備・管理運営・経営

～身近な公園やスポーツ需要に対応した公園の計画的な確保と、公園の特色を活かす管理運営を推進します～

① 施策の考え方

ア 配置方針

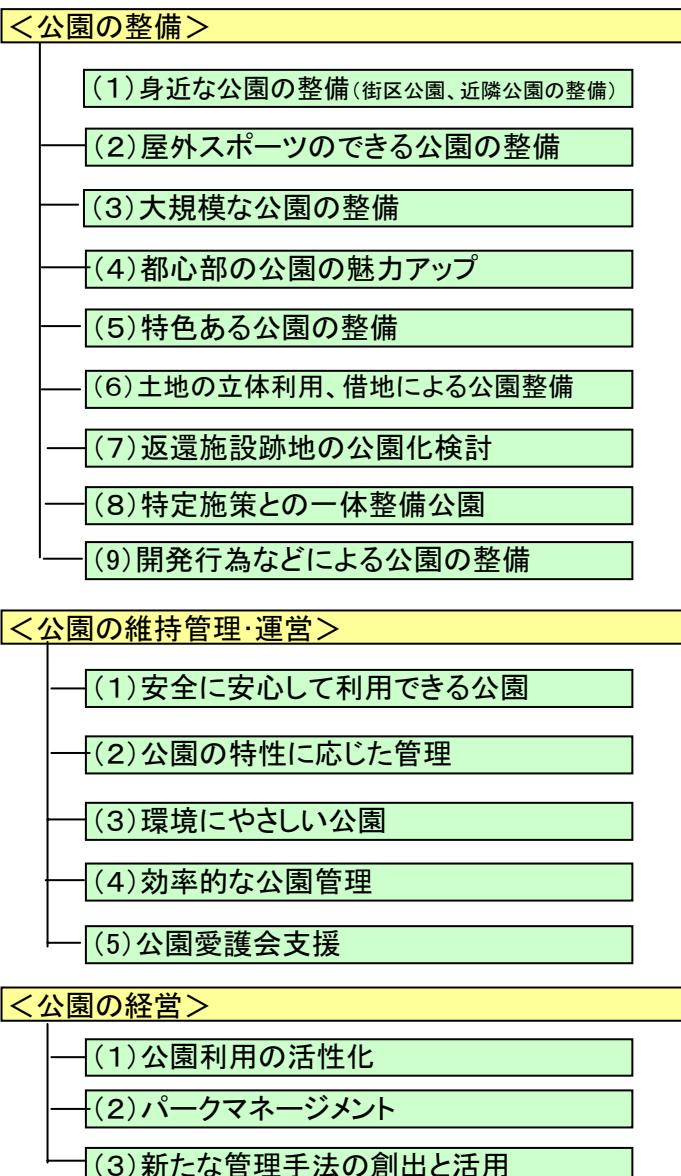
- (ア) 緑の七大拠点に、特別緑地保全地区などと一体となった広域公園、都市林などを配置します。拠点ごとに、動物・植物・農・遊び・芸術・文化などのテーマを持つ横浜のシンボルとなる公園を配置します。
- (イ) 市街地をのぞむ丘に、防災性にも配慮した草花・花木が鑑賞できる広場やレクリエーション施設などを備えた公園を配置します。
- (ウ) 市民のスポーツやレクリエーションニーズに応えるため、運動公園、総合公園などを配置します。
- (エ) 区民まつりなどのイベントができる公園を配置します。また市民の日常的なレクリエーションの場を確保し、快適な住環境を実現するために、身近な公園を配置します。
- (オ) 歴史性をいかした公園や風致公園、農体験の拠点となる公園を配置します。
- (カ) 公園の配置にあたっては、市民利用施設や学校、福祉施設との併設を進め利用を増進します。また、広域避難場所、一時避難場所、避難路、緩衝帯、救援物資供給拠点などの機能をあわせ持つよう配慮し、地域の防災性の向上を図ります。
- (キ) 河川沿いの散策やサイクリングなどの拠点、親水拠点として活用するため、水や緑が交差連結する結節点に公園を配置します。
- (ク) 都市公園法の新たな制度(立体都市公園・借地公園)を活用した公園の整備を進めます。
- (ケ) 他の公共用地、福祉施設、既存施設との複合利用による整備を進めます。

イ 公園の管理・経営方針

管理主体の創意工夫や、公園の特色などに配慮した多様性のある管理運営に転換を目指します。

また、市民の積極的な参加を図るために、愛護会などの支援を拡充するとともに、柔軟な運営が図られるよう制度の見直しを進めます。

施策の体系



② 施策の内容（施策体系の個別項目の解説）

＜公園の整備＞

(1) 身近な公園の整備	☆ 利用圏を考慮して、身近な公園の計画的な整備を推進します。（概ね小学校区に近隣公園1、街区公園2の配置します）
(2) スポーツのできる公園の整備	☆ 市民のスポーツ需要に応えるため、身近な公園におけるスポーツ施設の充実や、公式大会に対応できるスポーツ施設を有する公園の整備を推進します。
(3) 大規模な公園の整備	多様なレクリエーション活動を楽しめる自然をいかした大規模な公園の整備を推進します。
(4) 都心部の公園の魅力アップ	都心部の公園の新設整備や再整備等により、魅力の向上を図ります。
(5) 特色ある公園の整備	風致公園や歴史を活かした公園、自然体験・農業体験の拠点となる公園等の整備を推進します。
(6) 土地の立体利用、借地による公園の整備	★ 土地の有効活用と都市公園の整備を効率的に進めるため、都市公園法にもとづく立体都市公園制度の活用、借地公園の整備を推進します。
(7) 返還施設跡地の公園化検討	★ 市域内のまとまったオープンスペースである返還施設跡地を良好な緑地としての活用する方策を検討します。
(8) 特定施策との一体整備公園	★ 墓地や福祉施設など、市街化調整区域内の緑地減少の原因となっているものを対象に、一体的かつ計画的に誘導を図る公園を整備します。
(9) 開発行為などによる公園整備	住宅地造成や土地区画整理などの面的基盤整備事業に伴い、開発規模に応じた公園を整備します。

＜公園の管理＞

(1) 安全に安心して利用できる公園の管理	地域に身近な公園として、事故や犯罪の発生を未然に防ぎ、子どもから高齢者まで、誰もが安全で快適に利用するための維持管理を実施します。
(2) 公園の特性に応じた管理	都心部の観光的公園や市内に点在する大規模な公園、特殊公園などについて、公園の特性に応じた個性ある維持管理と運営を実施します。
(3) 環境にやさしい公園	雨水の浸透や落ち葉、剪定枝の堆肥化など、リサイクルシステムを活用した環境にやさしい公園の維持管理を実施します。
(4) 効率的な公園管理	公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図る「指定管理者制度」の導入を推進します。
(5) 市民協働による管理運営	身近な公園や公園の多目的広場などの管理運営は、日常利用する地域で結成された公園愛護会や管理運営委員会により、主体的かつ自発的に行われてます。活動を促すきっかけづくりなどのコーディネートや支援を実施します。

＜公園の経営＞

(1) 公園利用の活性化	指定管理者の積極的な自主事業の実施と、柔軟な管理運営を図ります。地域住民による自主的な管理運営や公園の積極的な活用が図られるよう、行為許可等の利用基準の見直しや手続を簡素化します。
(2) パークマネージメント	公園利用者の満足度を高め、市民生活の豊かさに資するため、多角的な視点による事業を実施するとともに、結果を評価して継続的に改善を行っていきます。
(3) 新たな管理手法の創出と活用	多様なニーズに柔軟に対応するとともに、公園の潜在的な魅力を発掘、活用するため、公園の持つ資源や特性にあった管理方法を検討・創出し、公園の整備や管理に活用します。

【緑をつくります】

事業名	内容	平成22年度の 事業目標
150万本植樹行動の推進	民有地の緑化推進 民有地における緑化を進めるため、普及・啓発、助成等を充実させます。	150万本達成
	公共用地の緑化推進 既存の公共施設において、緑化を拡充します。	
	150周年の森の整備 開港150周年を記念した森を市民とともに整備します。	完了
	イベントの誘致 全国「みどりの愛護」のつどいを、2009年に誘致します。	イベント誘致
地域緑化の推進	市民、事業者等との協働による地域ぐるみの緑化活動を、地域の特性に合わせて推進し、緑豊かな街づくりを展開します。	18か所
京浜の森づくり事業	京浜地区において、公共空間・民有地、それぞれの緑化を、企業・市民・行政の協働によって展開し、未来に引き継ぐ京浜の森づくりを推進します。	推進
	京浜の森づくり事業の先導的事业として借地公園の整備を進めます。	9.1ha
建築物緑化認定証の交付	建築物を建てる際に、一定率の緑化を行った建築物に認定・顕彰する制度を創設・運用します。	制度制定 ・運用
地区計画における緑化の拡充	地区計画において、緑化率を定められるよう条例を改正します。	条例改正
緑化地域の指定	建築物を建てる際に、一定率の緑化を義務化する緑化地域を指定します。	指定
公園の整備拡充	身近な公園の拡充整備 1小学校区に最低1か所の近隣公園・2か所の街区公園があるよう整備します。	不足学区 の解消
	スポーツができる公園の拡充整備 各区のスポーツ需要に応じて、スポーツができる公園を拡充整備します。	
	やさしさを見つける公園整備 福祉施設など、特定施設と一体化した公園の整備を推進します。	整備推進
水辺環境の整備	せせらぎ緑道も川辺の散歩道、水辺拠点の整備などにより、身近な水辺環境を整備します。	10.2km 6拠点の整備
(仮称) 杉田臨海緑地の整備	市民が海を身近に感じることでできる憩いの空間として(仮称)杉田臨海緑地を整備します。	供用
開港150周年記念拠点の整備	よこはま動物園ズーラシアの未整備地区を活用し、開港150周年記念イベント(ヒルサイドステージ)の会場となる拠点を整備します。	一部供用
新治の森づくり事業	北の森の拠点となる、緑区新治の緑地や農地を一体的に保全し、市民が里山の自然環境を楽しみ、体験、学習、交流する場として整備します。	事業中
返還跡地の活用検討	米軍施設の返還跡地について、地域の状況に応じて農業振興、公園整備等を行います。	活用中